

# 大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿 受領書兼誓約書

〔提出先〕 大阪市長

( ) 及び私は、このたび大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿を下記のとおり提供を受け、確かに受領いたしました。

( ) 及び私は、受領にあたりまして、次の事項を誓約いたします。

- ・ 個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の関係条項を遵守して、提供された個人情報を適切に取扱います。
- ・ 提供を受けた名簿は、大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿作成等取扱要綱（以下「要綱」）第5条の目的においてのみ活用します。
- ・ 提供を受けた名簿を活用にあたり名簿は複写して使用しません。
- ・ 提供を受けた名簿を元に、地域等で支援者台帳や支援者地図等を個々に作成した場合には、責任をもってその管理を行います。
- ・ 団体等を離れた場合、構成員も提供を受けた名簿の内容について守秘義務を果たします。
- ・ 故意または過失により個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、法律上の賠償責任を負います。
- ・ 団体等自ら提供を受けた名簿を保管する場合、閲覧等の方法により、別紙5の「閲覧等管理表」により名簿の活用管理を行います。
- ・ 提供を受けた名簿を保管依頼先へ保管依頼する場合、保管依頼先へ別紙6「大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿 保管依頼書」（以下、「保管依頼書」という。）により依頼し、保管依頼した名簿を閲覧、持ち出し・返却する場合は、保管依頼書裏面に記載する者により、別紙7の「大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿 閲覧、持ち出し・返却簿」に必要事項を記載のうえ、名簿の活用管理を行います。また、保管依頼した名簿を持ち出す場合は、団体等で責任を持って管理するとともに、保管にあたり鍵のかかる金庫等に保管します。
- ・ 提供を受けた名簿について、次の事由が生じた場合は速やかに市長へ名簿を返還します。また、次の(1)、(3)の事由が生じた場合は、阿倍野区保健福祉センターにおける閲覧も行ないません。
  - (1) 団体等が名簿を活用する必要がなくなった場合
  - (2) 現に名簿の提供を受けた団体等が再度新たな名簿の提供を受けた場合
  - (3) その他、市長が団体等へ名簿の返還を求めた場合

## 記

大阪市阿倍野区災害時等要援護者名簿	件
-------------------	---

令和 年 月 日

(団体等の名称)

(代表者氏名)

(連絡先)